

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第52号 公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3 議案第53号 会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 議案第54号 太子町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第55号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第56号 水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 7 議案第61号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（以上6件、総務常任委員会委員長報告）
- 8 議案第57号 介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 議案第58号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第59号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 11 議案第51号 町道路線の認定について
- 12 議案第60号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（以上2件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 13 議案第44号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 14 議案第45号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第46号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第47号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第48号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第49号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 19 議案第50号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 20 請願第10号 出資法の上限金利の引き下げ等、「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願
- 21 意見書案第1号 地方分権の推進を求める意見書の提出について
- 22 議員派遣について
- 23 委員会の閉会中の継続審査について
- 24 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
本日の会議に付した事件
- 1 諸般の報告
- 2 議案第52号 公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 3 議案第53号 会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 議案第54号 太子町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第55号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第56号 水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 7 議案第61号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上6件、総務常任委員会委員長報告)
- 8 議案第57号 介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 議案第58号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第59号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 議案第51号 町道路線の認定について
- 12 議案第60号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 13 議案第44号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)
- 14 議案第45号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 15 議案第46号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第47号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第48号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第49号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)
- 19 議案第50号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 20 請願第10号 出資法の上限金利の引き下げ等、「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願

追加日程第1 請願第11号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し、
地図訂正等を求める請願

- 21 意見書案第1号 地方分権の推進を求める意見書の提出について
- 22 議員派遣について
- 23 委員会の閉会中の継続審査について
- 24 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	上山隆弘	2番	服部千秋
3番	長谷川原司	4番	井村淳子
5番	中井政喜	7番	橋本恭子
8番	寺本明男	9番	横田六郎
10番	井川弘美	11番	花畑奈知子
12番	佐野芳彦	13番	首藤亨
14番	村田興亞	15番	橋幸孝
16番	桜井公晴	17番	北川嘉明
18番	熊谷直行		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 山本修三
書記 藤井仁美

書記 木村和義

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤正弘
収入役 山本国男
総務部長 佐々木正人
経済建設部長 富岡慎一
財政課長 香田大然

助役 八幡儀則
教育長 圓尾哲一
生活福祉部長 丸尾満
教育次長 塚原二良
上下水道事業所・水道事業所長 西村隆志

(開議 午前10時00分)

議長(熊谷直行) 皆さんおはようございます。

平成18年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

議長(熊谷直行) 日程第1、諸般の報告を行います。

一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第52号 公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第3 議案第53号 会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第54号 太子町行政手

続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第55号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第56号 水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第61号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(熊谷直行) 日程第2、議案第52号公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第7、議案第61号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案6件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中に議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長井川弘美議員。

井川弘美議員 おはようございます。

それでは、総務常任委員会に6月16日に付託されました議案第52号から議案第61号までの6件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第52号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月20日火曜日午前10時から午前11時50分。3、審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり。審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第53号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月20日火曜日午前10時から午前11時50分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第54号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、太子町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月20日火曜日午前10時から午前11時50分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第55号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月20日火曜日午前10時から午前11時50分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第56号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月20日火曜日午前10時から午前11時50分。3、審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり。審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

ここで1つ補足をしたいと思います。総務常任委員会付託案件審査の中で、2ページなんですけど、「水道の幹部職員等について技能労務職員以外のすべての職員のことです」というのが、堀課長が言っておられる1番です。それを補足したいと思います。補足これで終わります。

委員会審査報告書。

(「今補足しますと言うてしとってないんちゃうん」の声あり)

補足します言わずか。言うた。言わずか、言わず。言わへん。

(「いや、補足内容を言うてない。補足しますと言うたら、補足内容を」の声あり)

ごめん、補足します。

堀課長が、2ページなんですけど、「水道事業の幹部職員等については政治行為を制限できる職員とし、それ以外の技能労務職等の職員においては」というところなんですけど、

これは「水道の幹部職員については技能労務職員以外のすべての職員」というのに補足させていただきます。

(「それやったら修正やけど、まあいいです」の声あり)

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第61号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月20日火曜午前10時から午前11時50分。3、審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり。審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長(熊谷直行) 以上で総務常任委員会委員長井川弘美議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第52号公の施設に係る位置表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ないようですので、これで討論は終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第53号会社法の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第54号太子町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第55号非常勤の職員の公務災

害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第56号水道事業所の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は質疑でも言ってきましたように、水道事業の使命は安全で安心して飲める水を安価低廉にして安定して供給すると、こういう仕事であります。従来どおり町長の直轄で行うことが大切だと考えます。特に水道事業と下水道の事業は企業会計と特別会計手法によるものでありますし、条例の中でも全体的に町長のもとに水道事業も下水道事業もあることはありますけれども、条例上は公営企業法を適用する関係で水道事業の設置等に関する条例を制定をするということで今日もその改正が行われるわけですが、管理者は置かないことは同じであり

ましても、町長に属する事務を処理するために水道事業所をこれまで置いておったんですが、今度は経済建設部を置く。そして、経済建設部のもとに上下水道事業所が出てくるわけですから、本来的には複雑な形をあえてとる形になるわけです。今後企業会計に中間職が入ることによって料金にはね返ることのないように、これも言ってきたことですが、当然心配をされる向きもありますので、この点もさらに危惧はされます。

それから、決裁に関しても、経済建設部というものが入る限りにおいては部長の決裁が助役から部長というふうにおのずとまわりますので、決裁を迅速に行うという面からも逆行するのではないかと。ただ言えることは、これまで直結していく中でチェックが効かなかった分が中間職を入れることによってチェックが強化される。それはいい面だとは思いますが、しかし、決裁はさらにおくれる。判こが増えるということだけで決裁がおくれるように考えます。

私はこういう方法もあると思います。下水道の事業のほぼ面整備が終わった段階で今後の下水道事業を水道事業に全体として委託すると、こういうようなことも業務的に委託をしていく形をとっていくことも可能でありますし、そうすることによって今日組織が統合された中の合理的運営も可能だと、このように考えます。

こういう意見を添えまして、本条例改正に反対をいたします。

議長(熊谷直行) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第61号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は議案第61号の特別職の給与条例改正に関しまして反対討論をいたします。

本来ですと、みずから戒めるという点では賛成すべき内容かもしれませんが、私は質疑でもただしてまいりましたように、今次提案の内容は第1回の公判を受けてその内容をもとに選任、管理責任をとって減給するというようなことでありますけれども、ここでも言いましたように、本来ですとこういう事件について全容を解明するためのプロジェクトをつくり調査をし、そして全容を解明することがまず必要であります。しかし、今日これらの全容は全く解明をされておりません。その全容を解明した上で内容を公表して、さらに当然必要なことではありますが、それぞれの管理、選任等の責任を明確にする、こういうことで処分を決めるべきではないかと。ただ今回も言いましたように、この10%の3カ月減給ということで責任を逃れようとしているようにしか思えませんし、さらに高値落札ということが起こっているわけですから、長期にわたって。この事件は1つですが、長期に

わたって高値落札を誘発しているとも考えられますので、これらのこの事件に関してもその損失の補填ということも当然考えられるわけでありまして。そして、その補填も当然町長が整理をして行うべき、それも責任のあり方かと、このように考えます。

仮に現時点での処分でありましても、近隣のたつの市での処分、旧揖保川町における現たつの市の八木助役の処分2分の1の6カ月減給と、こういうことを参考にして対応すべきだと、このように考えます。

よって、本件に関します反対討論といたします。

議長(熊谷直行) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第57号 介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 9 議案第58号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第59号 太子町非常

勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（熊谷直行） 日程第8、議案第57号介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第10、議案第59号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委員会に6月16日に付託されました議案第57号、議案第58号、議案第59号の3件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第57号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月19日（月）午前10時から午後0時5分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第58号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結

果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月19日（月）午前10時から午後0時5分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第59号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月19日（月）午前10時から午後0時5分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりではありますが、1カ所訂正をお願いします。桜井委員の発言で「10年以上のものが冷遇されていたとは」のところの「冷遇」を「厚遇」に訂正をお願いいたします。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第57号介護保険法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。  
これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第58号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。  
これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第59号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。  
これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本

案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第51号 町道路線の認定について

日程第12 議案第60号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(熊谷直行) 日程第11、議案第51号町道路線の認定についてと日程第12、議案第60号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査していただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員。

花畑奈知子議員 ただいま議長にご指名を受けましたので、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第51号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月21日水曜日午前10時から11時25分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりです。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号の審査報告を行います。

1、審査した事件、議案番号、議案第60号。付託年月日、平成18年6月16日。件名、太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年6月21日水曜日午前10時から11時25分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりです。(2)、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（熊谷直行） 以上で経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第51号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第60号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第44号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第13、議案第44号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月16日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 しつこいようですが、福祉基金の取りつぶし、地域福祉基金の目的から、施設整備はやはり私は公共施設建設基金の本来取りつぶしがまずだと思うんですが、私の見解間違つ々と思いませんか。

それから、教育長に再度お尋ねをいたします。

先日も答弁をいただいたわけですが、特に内心、内面につきましていかなるものも実質は評価できるものではないということで、私は郷土や我が国の文化や伝統を大切にすること、そういうことを教えること、学校教育法に基づいて教えたりすることについては何ら当然のことだと思いましたが、それを評価するということについてやめるべきだなあと思ってんです。各学校長がそれぞれ全国的に見ても、学校長も教職員も非常に内心、内面を評価することはしにくいし、できないようなこ

とでもあるということも含めて事情を調査をして対応が必要なんではないかということも再度確認の意味でお尋ねいたします。

議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 福祉基金のお尋ねでございますが、本会議でもお答えいたしましたとおり、趣旨につきましては少子化対策事業ということの設置目的のとおりでありますということでお答えさせていただきます。

今考え方がどうかということですが、この設置目的から申しますと、今回の基金取り崩しにつきましては問題はないというふうに思っております。

議長（熊谷直行） 教育長。

教育長（圓尾哲一） これは私も桜井さんと一緒に、郷土を愛する国を愛することは当然必要で大事なことだと思います。その内心面の評価ですけど、子供たちがこの国についてどういう考えを持っているかということは教師として私はつかんでおかなきゃならないと思います。

国家の一番最小限の単位は、私はその原点はそれは家族です。その家族を愛することは当然です。家族を大切にすること、あるいは家族を大事にすることができない人がどうして国を大事にできるでしょうか。国づくりと私はその辺は同じだと思います。国づくりの基本は強制でないのが望ましいと天皇もおっしゃってます。私は今の評価は決して強制じゃないと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

9 番横田六郎議員。

横田六郎議員 太子町ではこういうことないと思うんやけども、ご存じとは思いますが、北海道の夕張市がどうやら再建団体に陥るといふ記事があって、その中身がどうやら600億円ほどの一時借入金 あの記事見たら、どうもヤミ起債かなあという気が

するんやけども、太子町では17年度が11億円ですか、まだ未返済のように思うんやけども、そして来月7月16日までぐらいに全国調査をやるという話が出てましたけれども、太子町にはそのような情報は入ってんのでしょうか。

議長（熊谷直行） 財政課長。

財政課長（香田大然） 夕張市のニュースは私も報道等で承知しております。

ただ、今おっしゃいました7月16日全国調査というニュースはまだ手許の方には届いておりません。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は、認識の差というのは恐ろしいもんやなあと思いますが、地域福祉基金というのは私が尋ねていることを正確に見ますと、施設の整備ってということと少子化対策とか福祉事業ちゅうのはおのずと違うんですよ、違いますか。事業としては少子化対策を行うっていう事業については、ソフトの事業として行うべきもの。それを行う施設としては保育所なり、また幼稚園なり、また学童保育施設なりってということになるわけで、施設を整備をするということは公共施設の整備にかかわる建設基金で充当すべきもので、一般事業として行う地域福祉基金の事業を使うべきでないと、これ当たり前の話をしてるんです。そういう立場から私は反対であります。

それから、あえて教育長に申し上げておきますが、私は愛国心ってことは教育長がおっしゃることと私は同じで、愛国心そのものを私は肯定してるわけじゃないんですよ。

内心なんですから、自分が思うこと、それは大切なんです。それぞれが自分を大切にし個々のお互いのことも大切にしよう、当たり前前の話です。学校教育法に示す郷土等の問題を教えるということは私は否定しておりませんし、また必要なことだと言っておりますが、それぞれ今説明がありましたように子供の動向を知っておくこと、それは当然だと思います。しかし、それを評価する手段に通知簿があるわけですから、そういう評価にかかわることが何人も内心を評価することができないということを私言うとはんです。それを調査をして一定の対応が必要なんではないかと。ひいてはこれは愛国心につながってまいりますし、今のような憲法9条にかかわるようなことにもなってくるから警鐘を鳴らしておりますので、その点の意見も申し添えておきます。

ただ、予算内容で具体的に反対なのは、地域福祉基金を取りつづけていくことは本来の目的が違ふと。公共施設を整備する事業としてそちらの基金を充当すべきだということでございます。

以上、反対討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第45号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第14、議案第45号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月16日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第46号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（熊谷直行） 日程第15、議案第46号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月16日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第47号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第1号)

議長(熊谷直行) 日程第16、議案第47号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、6月16日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第48号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(熊谷直行) 日程第17、議案第48号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、6月16日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第49号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)

議長(熊谷直行) 日程第18、議案第49号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、6月16日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第50号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(熊谷直行) 日程第19、議案第50号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、6月16日に続いて質疑を

続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 請願第10号 出資法の上
限金利の引き下げ等、「利
息制限法」、「出資の受入
れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律」及び
「貸金業の規制等に関する
法律」の改正を求める請願

議長(熊谷直行) 日程第20、請願第10号
出資法の上限金利の引き下げ等、「利息制限
法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等
の取締りに関する法律」及び「貸金業の規
制等に関する法律」の改正を求める請願を
議題とします。

ただいま上程中の請願第10号は、会議規則
第92条第1項の規定により、お手許に配付
しました請願付託表のとおり総務常任委員
会に審査を付託します。

お諮りします。

本件については閉会中の継続審査にしたい
と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。
したがって、請願第10号は閉会中の継続
審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま「太子町東南並びに東出地先太子

苑地域における地図混乱を解消し、地図訂
正等を求める請願」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として
直ちに議題としたいと思います。ご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。
したがって、太子町東南並びに東出地先太
子苑地域における地図混乱を解消し、地図
訂正等を求める請願を日程に追加し、追加
日程第1として、直ちに議題とすることに
決定しました。

~~~~~  
追加日程第1 請願第11号 太子町東  
南並びに東出地先太子苑  
地域における地図混乱を  
解消し、地図訂正等を求  
める請願

議長(熊谷直行) 追加日程第1、請願第  
11号「太子町東南並びに東出地先太子苑  
地域における地図混乱を解消し、地図訂正  
等を求める請願」を議題とします。

本件は会議規則第92条第1項の規定によ  
り、所管の経済建設常任委員会に審査を  
付託します。

お諮りします。

本件については閉会中の継続審査にしたい  
と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。  
したがって、請願第11号は閉会中の継続  
審査とすることに決定しました。

~~~~~  
日程第21 意見書案第1号 地方分権
の推進を求める意見書の提
出について

議長(熊谷直行) 日程第21、意見書案第
1号地方分権の推進を求める意見書の提出
についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(熊谷直行) 本案について趣旨説明

を求めます。

発議者を代表して井川弘美議員。

井川弘美議員 ただいま上程をされました意見書案の提出につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

国の関与のない地方の自主財源比率を上げていくことが必要不可欠であるということで、地方六団体では平成19年度以降の分権型社会におけるビジョンをまとめ検討してきたわけですが、地方分権改革を着実に進めていくには地方自治関係者が一致団結して取り組んでいく必要があります。このたび兵庫県町議会議長会より要請がありまして、地方分権の推進を求める意見書を提出するものでございます。

意見書案を読み上げて提案にかえますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

地方分権の推進に関する意見書（案）。

現在、国においては、「骨太の方針2006」の策定に向け、地方歳出の削減を含む歳入歳出一体改革の具体案作成の議論が進められている。とりわけ政府、与党の財政経済一体改革会議では、歳出削減と歳入確保に関する選択肢などを国民に示すべく議論が行われている。地方の自主性、主体性を高め分権型社会を構築するためには、地方の自主財源比率を高めることが必要不可欠であり、今年度の地方交付税、地方税等の一般財源は昨年11月の三位一体の改革に関する政府、与党合意に基づき、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額が確保されたところである。

しかしながら、経済財政諮問会議においては地方のプライマリーバランスが黒字であるとして、地方交付税を一方的に削減するといった議論が進められているところである。そもそも地方交付税は中間（移転）支出であって、社会保障や公共事業等の最終支出と同列に扱えるものではない。

また、地方公共団体の行う基本的な行政サービスの大部分が国関連事業であり、国と地方が財源を持ち合い共同で実施している現状

においては、国、地方を通じた行政サービスの内容や水準を見直すことなく地方交付税を削減することはできない。

地方交付税等の改革が地方の自主性、主体性を高める改革となるよう、また三位一体の改革について平成19年度以降の第二期改革の道筋が明らかになるよう下記事項の実現について強く要望する。

記。1、国、地方の税配分の見直し。我が国の財政は租税収入において国対地方は3対2となっているのに対し、最終支出では国対地方は2対3となっており、税配分と最終支出の間に大きな乖離が存在している。したがって、当面国税と地方税の割合は1対1を目標に税源の偏在に留意しながら税源移譲を行うこと。

2、地方交付税の機能確保。

(1)国、地方を通じた財政再建にあたっては、地方交付税のみを一方的に削減するのではなく、厳しい現状に至った国の責任も踏まえ、赤字国債を財源とする国の事業の整理、合理化を徹底すること。

(2)交付税算定基準の見直しにあたっては、過疎、離島地域の行政需要や災害の発生等、人口、面積に左右されない需要を十分に踏まえること。

(3)不交付団体比率を高めるためには、地方公共団体が引き続き必要な行政サービスを実施できるよう地方税を充実すること。

(4)国が後年度財政措置するとした約束分の交付税措置を確実に履行すること。

(5)地方交付税の制度改革にあたっては、地方六団体が国に提出した地方分権の推進に関する意見に基づき、地方交付税を地方共有税へ転換し、その財源については国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れ、地方の財源不足については法定率の引き上げなどにより対応すること。

3、公営企業金融公庫の廃止に伴う措置。

(1)小規模な市町においても公共施設を円滑に整備できるよう長期、低利の資金を安定

的に供給する共同債券発行機能を引き続き確保すること。

(2)現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金等）については、新たな組織に確実に承継させること。

(3)上記事項を確実なものとするため、新たな法的枠組みを構築すること。

4、道路特定財源の地方配分の強化。地方の道路整備が遅れていること、道路特定財源の地方への配分が少ないことを踏まえ、地方への配分割合を高めること。

5、直轄事業負担金の廃止。直轄事業負担金は廃止すること。特に維持管理に関する直轄事業負担金については、直ちに廃止すること。

6、第二期改革の実現。

(1)第一期改革に引き続き、平成19年度以降の第二期改革への道筋を明らかにすること。

(2)国庫補助負担金等の改革については、一昨年地方六団体が取りまとめた「国庫補助負担金等に関する改革案」を踏まえ行うこと。

7、国と地方の調整機関の設定。上記項目について国と地方の代表者が協議を行うための場の設定を制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、金融・経済財政政策担当大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第22 議員派遣について

議長（熊谷直行） 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、会議規則第121条第1項の規定によって、お手許に配りました議案のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手許に配りました議案のとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

日程第23 委員会の閉会中の継続審査について

議長（熊谷直行） 日程第23、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、目下委員会において審査中の請願第9号について、会議規則第75条の規定によって、お手許に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審

査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第24 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

議長(熊谷直行) 日程第24、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より、会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から、太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成18年第3回太子町議会定例会(第403回町議会)を閉会します。

(閉会 午前11時07分)

~~~~~

議長あいさつ

議長(熊谷直行) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月13日の招集以来、本日までの11日間でしたが、この間議員各位には条例の改正、補正予算など重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町

政伸展のため、まことにご同慶にたえませぬ。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます次第でございます。

さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

うっとうしい梅雨の日々が続いておりますが、これからは日増しに暑さも厳しくなっております。議員各位にはこの上ともご自愛をいただきまして、町勢発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長(首藤正弘) 平成18年第3回太子町議会定例会(第403回町議会)が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月13日に開会されました今期定例町議会におきまして、条例、予算案件を始めとする重要案件について慎重なご審議を賜り、適切にご議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げます次第であります。

ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導等につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

いよいよ暑さもひとしおの毎日を迎えますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊 谷 直 行

署名 議員 橋 幸 孝

署名 議員 桜 井 公 晴